

市税のしおり

令和6年度

富 山 市

目 次

第 1 章 富山市の市税

令和 6 年度一般会計予算	1
市 税 の 種 類	4

第 2 章 市税のあらまし

市 民 税	5
個 人 市 民 税	5
市 民 税 Q & A	1 1
法 人 市 民 税	1 2
固 定 資 産 税	1 3
固 定 資 産 税 Q & A	2 2
都 市 計 画 税	2 4
軽 自 動 車 税	2 5
軽 自 動 車 税 Q & A	2 8
市 た ば こ 税	2 9
入 湯 税	2 9
事 業 所 税	3 0

第 3 章 市税の納付

市税の納付場所と納期	3 1
便 利 な 納 付 の 方 法	3 3
市税に関する証明と閲覧	3 6

第 4 章 国税・県税のあらまし

国 税 の あ ら ま し	3 7
県 税 の あ ら ま し	4 2

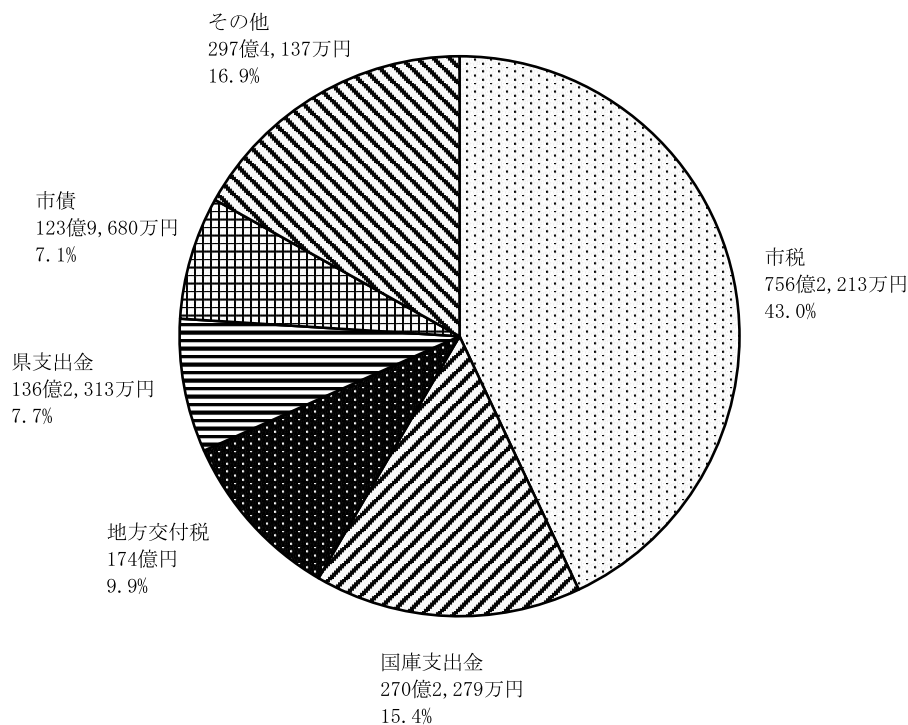
第 1 章 富山市の市税

令和 6 年度一般会計予算（当初）

当初の予算のうち、一般会計の内訳は次のようになっています。
市税は市の収入の 43.0% を占め、大切な財源となっています。

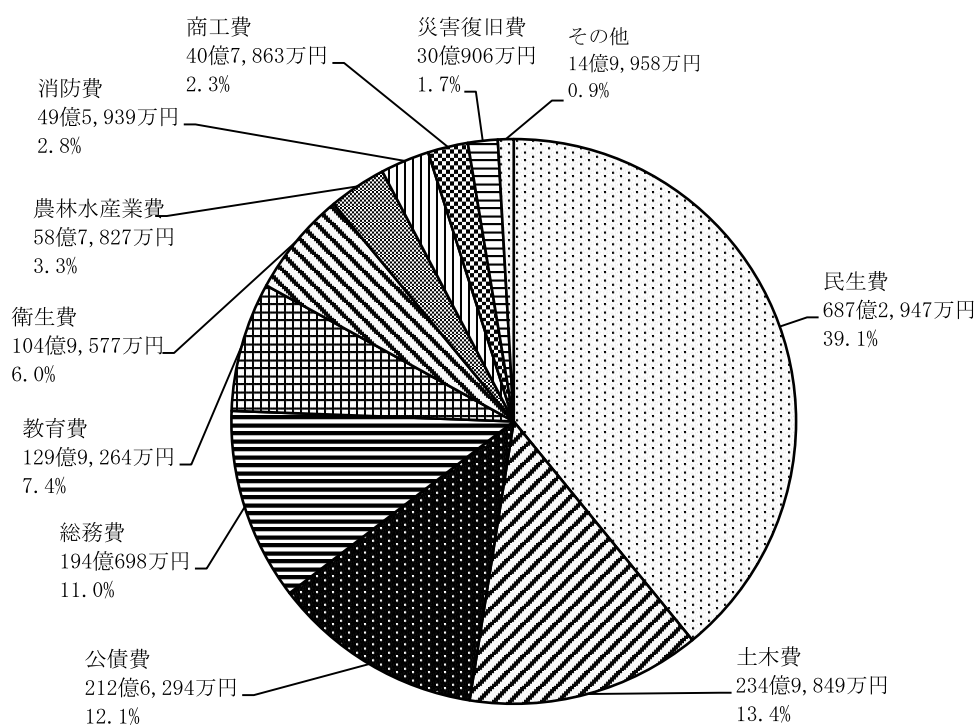
1. 歳入

総 額 1,758 億 1,122 万円



2. 歳出

総 額 1,758 億 1,122 万円



3 市民 1 人に使われるお金

4 3 4 , 2 4 1 円

民生費

福祉や市民生活などのために

1 6 9 , 7 5 7 円

土木費

道路や公園整備、都市再生などのために

5 8 , 0 3 9 円

公債費

市債やその利子の返済のために

5 2 , 5 1 8 円

総務費

行政運営やスポーツ振興などのために

4 7 , 9 3 4 円

教育費

学校教育や生涯教育などのために

3 2 , 0 9 1 円

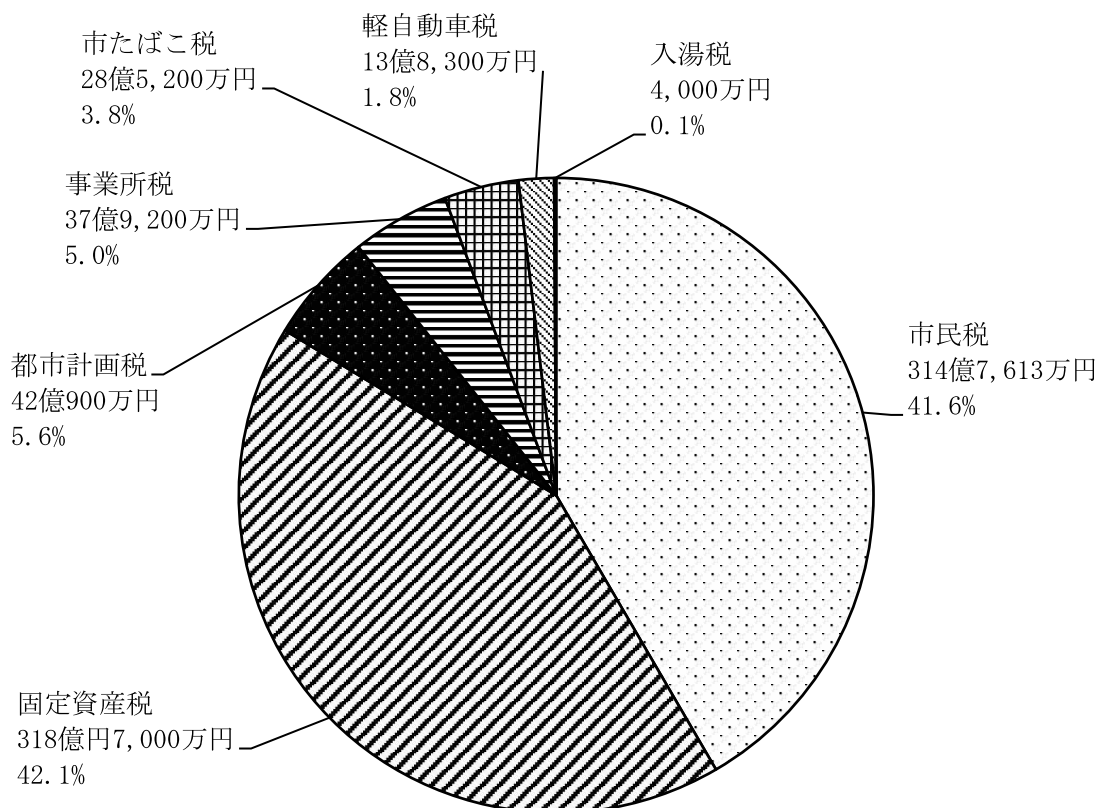
その他

7 3 , 9 0 2 円

「市民 1 人に使われるお金」は、令和 6 年 3 月 3 1 日現在の住民基本台帳人口
(4 0 4 , 8 7 0 人) をもとに算出しています。

4 市税の内訳

総 額 7 5 6 億 2 , 2 1 3 万 円

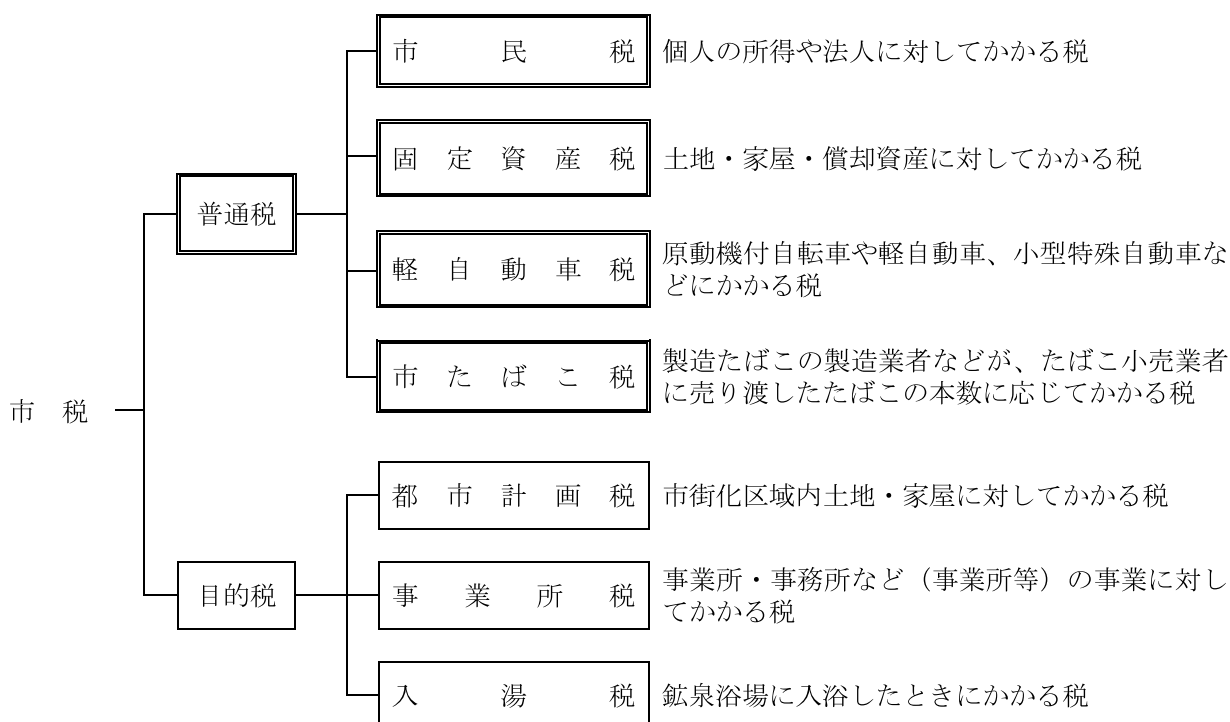


5 市民1人が負担する市税

1 8 6 , 7 8 1 円

市 民 税	7 7 , 7 4 4 円
固 定 資 産 税	7 8 , 7 1 6 円
都 市 計 画 税	1 0 , 3 9 6 円
事 業 所 税	9 , 3 6 6 円
市 た ば こ 税	7 , 0 4 4 円
軽 自 動 車 税	3 , 4 1 6 円
入 湯 税	9 9 円

市税の種類



普通税

納められた税金の使いみちが特に決められていなくて、どのような仕事の費用にもあてることができる税金のこと。

目的税

その税金の使いみちが特定されている税金のことで、都市計画税は都市計画事業などの費用に、事業所税は都市環境の整備などの費用に、入湯税は環境衛生施設等の整備などの費用にあてられます。



第2章 市税のあらまし

市民税

市民税課

TEL 443-2031～2033

市民税には、個人の市民税と法人の市民税の2種類があります。

個人の市民税と県民税は、あわせて課税されます。



※ 県民税の利子割、配当割、株式等譲渡所得割は、県より交付金として交付されます。

I 個人が納める市・県民税

1 納税義務者

- ・ 1月1日現在において、市内に住所を有する個人
- ・ 1月1日現在、市内に事務所、事業所、または家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない人

2 個人市民税のかからない人

(1) 均等割も所得割もかからない人

- ① 前年中に所得のなかった人
- ② 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下（給与収入額では204万4千円未満）の人
- ③ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

(2) 均等割がかからない人

- ① 扶養親族がなく、前年中の合計所得金額が41万5千円以下であった人
- ② 扶養親族があり、前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人
 $31万5千円 \times (\text{本人と同一生計配偶者、扶養親族の合計数}) + 28万9千円$

(3) 所得割がかからない人

- ① 扶養親族がなく、前年中の総所得金額等の金額が45万円以下であった人
- ② 扶養親族があり、前年中の総所得金額等の金額が次の算式で求めた額以下の人
 $35万円 \times (\text{本人と同一生計配偶者、扶養親族の合計数}) + 42万円$
- ③ 所得控除、税額控除により所得割が算出されない人

3 税額等

(1) 均等割

市民の皆さんに広く均等に負担していただくものです。市民税 3, 0 0 0 円、県民税 1, 5 0 0 円（水と緑の森づくり税 5 0 0 円含む）の合計 4, 5 0 0 円が課税されます。※上記以外に、令和 6 年度より国税として森林環境税 1, 0 0 0 円があわせて課税されます。

(2) 所得割

前年中の所得の額に応じて負担していただくものです。

（前年中の所得金額－所得控除額）×税率－税額控除額

① 所得の種類とその概要

所 得 の 種 類			所 得 金 額
総 合 課 税	給 与 所 得	給料、賃金、賞与など	収入金額－給与所得控除額－所得金額調整控除
	事 業 所 得	事業をしている場合に その事業から生じる所得	収入金額－必要経費
	不動産所得	地代、家賃など	収入金額－必要経費
	配 当 所 得	株式や出資金の配当 証券投資信託の分配金など	収入金額－株式などの元本を取得する ために要した負債の利子
	一 時 所 得	賞金や懸賞当せん金、 生命保険等の満期返戻金など	収入金額－必要経費 －特別控除額（最高 5 0 万円） ※課税される所得は上記一時所得の 1 / 2
	雑 所 得	他のいずれにも該当しない 所得で公的年金、原稿料など	次の a、b、c の合計金額 a. 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 b. 業務に係る雑所得（原稿料、講演料等） c. その他の雑所得 （b、c は収入金額－必要経費）
	利 子 所 得	国外で支払われる預貯金等の利 子など	収入金額
	譲 渡 所 得	土地建物等以外の資産の譲渡	収入金額－資産の取得費－譲渡の費用 －特別控除額（最高 5 0 万円） ※課税される所得は上記譲渡所得の 1 / 2 （長期譲渡所得のみ）
分 離 譲 渡 所 得		土地・建物などの資産の譲渡	収入金額－資産の取得費－譲渡の費用 －特別控除額
		株式等の譲渡	収入金額－（取得費＋譲渡の費用＋借入金利子等） ※申告分離課税と源泉分離課税とがあります。
退 職 所 得		退職手当、退職一時金など	（収入金額－退職所得控除額）× 1 / 2
山 林 所 得		山林を伐採して譲渡したこと による所得	収入金額－必要経費 －特別控除額（最高 5 0 万円）

※上場株式等の配当所得は、申告分離課税を選択することもできます。

② 所得控除の種類

種 類	控 除 額
雑 損 控 除	「実質損失額－（総所得金額等×１０％）」又は「災害関連支出の金額－５万円」のうちいずれか多い方の金額
医 療 費 控 除	『医療費の実質負担額－「１０万円と総所得金額等の５％のいずれか少ない金額」（限度額２００万円）』又は『特定一般用医薬品等の購入額－１万２千円（限度額８万８千円）』のうちいずれか一方の金額
社会保険料控除	支払った社会保険料、給与・年金等から控除される社会保険料の合計額
小規模企業共済等掛金	小規模企業共済法の共済契約に係る掛金、個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金等の合計額
生命保険料控除	平成２４年１月１日以後に締結した契約の場合 平成２３年１２月３１日以前に締結した契約の場合 a 一 般（限度額 ２８，０００円） a` 一 般（限度額 ３５，０００円）</p> <p>b 個人年金（限度額 ２８，０００円）      b` 個人年金（限度額 ３５，０００円） c 介護医療（限度額 ２８，０００円） 両方（a＋a`，b＋b`） （限度額 ２８，０００円） 合計 （限度額 ７０，０００円）
地震保険料控除	a 旧長期損害保険 （限度額 １０，０００円） b 地 震 保 険 （限度額 ２５，０００円） 両方（a＋b） （限度額 ２５，０００円）
寡 婦 控 除 ひとり親控除	合計所得金額５００万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるものがない人 a 寡婦 次のいずれかに該当し、下記「ひとり親」の対象とならない人 ・夫と死別した後、婚姻をしていない人または夫が生死不明などの人 ・夫と離婚した後、婚姻をしていない人で扶養親族を有する人 ２６０，０００円 b ひとり親 現に婚姻をしていない、または配偶者が生死不明などで総所得金額等が４８万円以下の生計を一にする子を有する人 ３００，０００円
勤 労 学 生 控 除	合計所得金額７５万円以下で、かつ不労所得１０万円以下 ２６０，０００円
障 害 者 控 除	a 障害者１人につき ２６０，０００円 （社会福祉事務所の認定を受けている者を含む。） b 特別障害者（身体障害者で１、２級の方など）１人につき ３００，０００円 （社会福祉事務所の認定を受けている者を含む。） c 同居特別障害者 ５３０，０００円
配 偶 者 控 除	合計所得金額が１，０００万円以下の人で配偶者の合計所得金額が４８万円以下の場合 a 配偶者 （限度額 ３３０，０００円） b 老人配偶者（昭２９．１．１以前生） （限度額 ３８０，０００円）
配偶者特別控除	合計所得金額が１，０００万円以下の人で 配偶者の合計所得金額が４８万円を超え、１３３万円以下の場合 （限度額 ３３０，０００円）
扶 養 控 除	a 老人（昭２９．１．１以前生）扶養親族１人につき ３８０，０００円 b 同居老親等１人につき ４５０，０００円 c 特定（平１３．１．２以後 平１７．１．１以前生）扶養親族１人につき ４５０，０００円 d その他（平１７．１．２以後 平２０．１．１以前生 または 昭２９．１．２以後 平１３．１．１以前生）の扶養親族１人につき ３３０，０００円
基 礎 控 除	合計所得金額が２，５００万円以下の人 （限度額 ４３０，０００円）

③ 税率

課税標準額	市民税	県民税
	税率	
一 律	6 %	4 %

④ 税額控除

a 調整控除

税源移譲による個人の負担増を調整するため、市・県民税と所得税の人的控除（基礎控除や扶養控除等）の差に応じて市・県民税所得割額から一定の額を控除します。調整控除の計算方法は次のとおりです。

なお、控除を受ける納税者本人の合計所得金額が2,500万円を超える場合は調整控除の適用は受けられません。

区 分	調 整 控 除 額
合計課税所得金額が 200万円以下	次のイ、ロのいずれか少ない金額の5% (市民税3%、県民税2%) イ. 人的控除額の差の合計額 ロ. 合計課税所得金額
合計課税所得金額が 200万円超	{人的控除の差の合計額－(合計課税所得金額－ 200万円)}の5% (市民税3%、県民税2%) ※ ただし、この金額が2,500円未満の場合は、 2,500円 (市民税1,500円、県民税1,000円)

※合計課税所得とは、課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額をいいます。

b 配当控除

法人税と市・県民税の二重課税を排除する趣旨から、総合課税で配当所得を申告している場合は、配当所得に次の表の割合を乗じた額が市・県民税所得割額から控除されます。

区 分	課税標準額	市民税の控除率	県民税の控除率
利益の配当、剰余金の分配 および特定株式投資信託など	1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%
	1,000万円超の部分	0.8%	0.6%
一般外貨建等証券投資信託	1,000万円以下の部分	0.4%	0.3%
	1,000万円超の部分	0.2%	0.15%
上記以外の証券投資信託 (私募証券投資信託など)	1,000万円以下の部分	0.8%	0.6%
	1,000万円超の部分	0.4%	0.3%

c 住宅借入金等特別税額控除

所得税の住宅ローン控除を受けており、控除可能額が所得税額より大きく控除しきれない場合、その額を市・県民税所得割額から控除します（平成19、20年に入居された方は除きます）。具体的には次の①または②のいずれか小さい額が控除されます。

① 前年分の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額

② 前年分の所得税の課税総所得金額の5%（最高97,500円）

※平成26年4月から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）の入居で、かつ住宅の対価又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%の場合は7%（最高136,500円）。

d 寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、その合計額（総所得金額等の合計額の30%を上限）が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額を所得割額から控除します。

- (1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
 (2) 住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
 (3) 住所地の都道府県、市区町村が条例で指定するもの

さらに、(1)のうち、総務大臣が指定するものに対する寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の①欄の区分に応じて②欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額（所得割額の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）を所得割額から控除します。

①課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	②割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満（課税山林所得金額、課税退職所得金額および分離課税所得を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額、課税退職所得金額または分離課税所得を有する場合）	地方税法に定める割合

e 外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税及び市・県民税に相当する税が課された場合、一定の方法で外国税額が控除されます。

4 申告

前年中の所得について毎年**3月15日**までに、1月1日現在の住所地の市町村へ申告書を提出することになっています。

ただし、次に該当する人は申告の義務はありません。

- (1) 所得税の確定申告をされた人
- (2) 給与所得以外に所得のない人（勤務先から給与支払報告書が市役所へ提出されている人）
- (3) 公的年金収入のみの人

※市・県民税の申告の義務がない場合でも、社会保険料控除や生命保険料控除、医療費控除等をとることにより市・県民税の軽減を受けようとする人は申告が必要となります。

5 納期と納める方法

- (1) **特別徴収（給与所得者）の場合**…給与支払者（勤務先）が、毎年6月から翌年5月までの12回に分けて徴収し、翌月の10日までに納めることになっています。
- (2) **普通徴収の場合**…(1)の特別徴収以外の場合です。納付書や口座振替により、6月、8月、10月、翌年の1月の年4回に分けて納めることになっています。

※(1)、(2)ともに年税額が5,500円以下（均等割等相当額）の場合は、6月に全納していただくことになっています。

6 公的年金からの特別徴収について

一定の要件に該当する人については、公的年金から市民税・県民税・森林環境税を特別徴収（引き落とし）することになっています。

(1) 特別徴収の対象となる人

市民税・県民税・森林環境税が課税され、次の①～④の要件にすべて該当する人。

- ①前年中に公的年金等の支払いを受けていること。
- ②当該年度の4月1日において、国民年金法に基づく老齢基礎年金等で年額が18万円以上の公的年金の支払いを受けていること。
（支払いを受けた年金の合計額ではなく、1つの年金の支払いにおいて18万円以上であること）
- ③当該年度の4月1日に65歳以上となっていること。
- ④介護保険料の特別徴収対象者であること。

(2) 特別徴収の対象となる年金

国民年金法に基づく老齢基礎年金等で、年額18万円以上の年金から市民税・県民税・森林環境税が特別徴収されます。

(3) 特別徴収の対象となる税額

公的年金等所得にかかる市民税・県民税・森林環境税が対象となります。なお、給与所得や事業所得など公的年金等以外の所得がある場合、これらにかかる市民税・県民税・森林環境税は給与からの特別徴収、または個人で納付書や口座振替で納めていただくことになります。

(4) 特別徴収の方法

年6回の公的年金支払時に、年金保険者（日本年金機構など）が特別徴収を行い、市民税・県民税・森林環境税を市に納入します。

7 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除について

所得割の納税義務者が前年において、配当割又は株式等譲渡所得割を課された場合において、翌年の4月1日の属する年度分の市民税・県民税申告書（確定申告書を含む。）に、これらに関する必要事項を記載した場合には、当該配当割額又は株式等譲渡所得割額を所得割額から控除します。（なお、所得割額から控除しきれない場合、均等割額等への充当・委託納付や市・県民税間での充当をしています。）

	市 民 税	県 民 税
控 除 割 合	配当割額又は株式等譲渡所得割額の 5分の3	配当割額又は株式等譲渡所得割額の 5分の2

8 市民税 Q & A

(1) 亡くなった人の市民税・県民税・森林環境税(以下、市・県民税等)は？

Q 私の夫は令和 6 年 2 月に死亡しました。令和 6 年度の夫の市・県民税等は課税されるのでしょうか。

A 市・県民税等は、毎年 1 月 1 日現在に住所のある市町村で前年中の所得を基礎にして課税されます。

したがって、令和 6 年度の市・県民税等については、年の途中で亡くなられた方についても、1 月 1 日に住所のあった市町村にすべて納めていただくことになります。

(2) 年の途中で転出した場合

Q 私は、令和 6 年 4 月 8 日に富山市から高岡市に転出しました。ところが、6 月に富山市から令和 6 年度の市・県民税等の納税通知書が送られてきました。私の市・県民税等は高岡市に納めるのではないのですか。

A 市・県民税等は、毎年 1 月 1 日現在で市内に住所のある人に対して課税されます。

したがって、あなたの場合は令和 6 年 1 月 1 日に富山市に住所がありましたので、その後他の市町村へ転出されても、令和 6 年度の市・県民税等は富山市に納めていただくことになります。

(3) 外国に出国した場合

Q 仕事で外国に出国したときの市・県民税等はどうなりますか。

A 例えば、今年の 1 月 1 日は富山市に居住しており、今年度の市・県民税等が課税されている場合、本年の途中で国外に出国されても今年度の市・県民税等の納税義務はなくならないため、納付していただくことになります。

来年度については、出国期間が 1 年以上の海外勤務であり、来年の 1 月 1 日現在において国内に居住していない場合、国内に住所がないものとして取り扱われ、市・県民税等は課税されないことになります。

Ⅱ 法人等が納める市民税

1 納税義務者

納 税 義 務 者	納めるべき税	
	均 等 割	法人税割
市内に事務所等がある法人	○	○
市内に事務所等はないが、寮等がある法人	○	
市内に事務所等がある公益法人等または法人でない 社団等で、収益事業を行っているもの	○	○
市内に事務所等がある公益法人等で、収益事業を行 わないもの	○	
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される 個人で、市内に事務所又は事業所を有するもの		○

2 税率

(1) 均等割

区 分		税 率 (年額)
資 本 金 等 の 額 ※	従 業 者 数	
下 記 以 外 の 法 人 等		60,000円
1 千万円以下の法人	50人超	144,000円
1 千万円超 1 億円以下の法人	50人以下	156,000円
	50人超	180,000円
1 億円超10億円以下の法人	50人以下	192,000円
	50人超	480,000円
10億円超50億円以下の法人	50人以下	492,000円
	50人超	2,100,000円
50億円超の法人	50人以下	492,000円
	50人超	3,600,000円

※資本金等の額とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額に無償増減資等の金額を加減算した額をいいます。なお、資本金等の額が資本金の額及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合は、当該合算額又は出資金の額とします。

$$\text{税率（年額）} \times \frac{\text{事務所・事業所等を有していた月数}}{12}$$

(2) 法人税割

平成26年9月30日以前に開始する事業年度 14.7%

平成26年10月1日以後に開始する事業年度 12.1%

令和元年10月1日以後に開始する事業年度 8.4%

法人税割は、法人税額を基準（課税標準）とし、その法人税額に市の定める税率を乗じて算出します。

3 申告と納期

法人市民税は、事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内に申告し、納付することになっています。また、均等割額のみ申告する法人については、毎年4月30日までに申告納付することになっています。

固定資産税

資産税課

TEL 443-2034（土地）
TEL 443-2035～6（家屋）
TEL 443-2037（償却）

固定資産税とは、**各年の1月1日（賦課期日）**に、土地、家屋、償却資産を所有している人が、その資産の価値に応じて納める税です。

1 納税義務者

固定資産税を納める人は、原則として固定資産の所有者です。具体的には、次のとおりです。

土地	登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
家屋	登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

※ 共有名義の場合… 固定資産を複数の方で共有されている場合は、共有者全員が納税義務者（連帯納税義務者といいます。）になりますので、共有代表者以外の方にも課税内容を確認していただくために、納税通知書を送付しています。なお、振替口座のご案内や納付書は共有代表者の方のみ送付しています。

2 課税の対象となる資産

土地	田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、原野、雑種地など
家屋	住宅、事務所、店舗、工場、倉庫、付属家など
償却資産	会社や個人で、工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いている資産などで次のようなもの（NPO法人等の資産も含む。） 構築物（広告塔、舗装、受変電設備など）・機械及び装置（クレーン・コンベヤーなど）・船舶・航空機・車両及び運搬具（大型特殊自動車、台車など）・工具、器具及び備品（測定工具、切削工具、机、椅子、パソコン、冷蔵庫、エアコンなど）

3 課税のあらまし

(1) 固定資産の価格等の決定

国が示す『固定資産評価基準』に基づき固定資産を評価して価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。

ただし、償却資産については所有者からの申告に基づき、毎年評価し、その価格を決定します。

(2) 価格の据置措置

土地と家屋については、原則として基準年度(3年ごと)に評価替えを行い、賦課期日(1月1日)現在の価格を固定資産課税台帳に登録し、第二年度及び第三年度は新たな評価は行わないで基準年度の価格をそのまま据え置きます。(基準年度:令和6年度)

ただし、第二年度又は第三年度において、

- ① 新たに固定資産税の課税対象となった土地又は家屋
- ② 土地の地目の変更、家屋の増改築があったもの
- ③ 地価の下落傾向が続いている土地

などについては基準年度の価格によることが適当でないため、新たに評価を行い、価格を決定します。

(3) 課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。ただし、住宅用地のように課税標準額の特例措置が適用される場合などには、その課税標準額は登録価格よりも低くなります。

(4) 税額の算出方法

課税標準額(千円未満切り捨て)×1.4%(税率)=税額(百円未満切り捨て)

(5) 免税点

市内において同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土 地	3 0 万 円	家 屋	2 0 万 円	償却資産	1 5 0 万 円
-----	---------	-----	---------	------	-----------

4 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧及び固定資産課税台帳の閲覧

(1) 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

土地・家屋価格等縦覧帳簿により、自己の資産に関する令和6年度の固定資産税の評価額を他の資産と比較できます。

<縦覧できる方>

- ・ 納税者又はその代理人、納税管理人

ただし、土地のみ所有の納税者は土地の縦覧帳簿に限り縦覧でき、家屋のみ所有の納税者は家屋の縦覧帳簿に限り縦覧できます。

<令和6年度の縦覧期間>

4月1日(月)から4月30日(火)までの平日です。

<縦覧会場>

富山市財務部資産税課(東館2階)

(2) 固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳により、自己の資産(免税点未満や非課税の物件を含む)に関する令和6年度の固定資産税の評価額・課税内容を確認できます。

<閲覧できる方>

- ・ 納税義務者又はその代理人、納税管理人
- ・ 借地、借家人(土地・家屋について借地権その他の使用又は収益を目的とする権利(対価が支払われているものに限る。))を有する方)

<令和6年度の閲覧期間>

4月1日(月)以降、随時閲覧できます。

なお、縦覧期間中のみ、縦覧会場で当該年度の固定資産課税台帳(名寄帳)の写しを無料交付します。

(3) 縦覧・閲覧に必要なもの

ア 本人申請の場合…窓口へ来られた方の本人確認ができる身分証明書等が必要となります。

＜本人確認のために窓口で提示いただく身分証明書の種類＞

① 1点提示で確認できるもの。…官公署発行の写真付身分証明書

(例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、在留カード・特別永住者証明書等)

② 2点提示で確認できるもの。

(例：国民健康保険・健康保険・後期高齢者医療(長寿医療)・介護保険被保険者証、国民年金手帳等)

③ ②と合わせて2点提示で確認できるもの。

(例：納税通知書、おでかけ定期券、法人の身分証、学生証等)

イ 本人申請以外の場合…上記に加え、次のものも必要になります。

・ 代理人、納税管理人、納税義務者から委任を受けた方

…委任状又は委任者の印鑑

・ 法人の場合

…委任状又は法人代表者登録印

・ 借地・借家人の方

…借りている土地・家屋の賃貸借契約書

・ 相続人の方

…戸籍謄・抄本など被相続人の死亡年月日及び相続人と確認できるもの

5 固定資産の評価替え

固定資産税の対象となる資産のうち、土地と家屋については、適正な時価に基づいて公平な課税を行うために、3年に1度の基準年度ごとにその資産の評価の見直しを行います。

次回の見直しは令和9年度になります。

(1) 土地

土地(宅地)の評価額は、基準年度の価格調査基準日(基準年度の前年の1月1日)時点の地価公示価格の7割を目途に決定しますが、以降に地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でない土地の評価額は、毎年7月1日時点の下落状況をもとに修正しています。

(2) 家屋

家屋の評価額は、建築年の評価基準(再建築費評点基準表)に基づき算出していますが、その後の建築物価の変動分などを反映させ、評価額を見直します。ただし、前年度の評価額を超える場合は前年度の評価額に据え置きます。

6 土地の税額の算出方法

(1) 住宅用地の特例

住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から課税標準の特例措置が設けられています。

特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は、家屋の敷地面積に次表の住宅用地の率を乗じて求めます。

	家 屋	居 住 部 分 の 割 合	住 宅 用 地 の 率
ア	専 用 住 宅	全部	1 . 0
イ	ウ 以 外 の 併 用 住 宅	4 分 の 1 以 上 2 分 の 1 未 満	0 . 5
		2 分 の 1 以 上	1 . 0
ウ	地 上 5 階 以 上 の 耐 火 建 築 物 で あ る 併 用 住 宅	4 分 の 1 以 上 2 分 の 1 未 満	0 . 5
		2 分 の 1 以 上 4 分 の 3 未 満	0 . 7 5
		4 分 の 3 以 上	1 . 0

① 小規模住宅用地

200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える場合は住宅1戸当たり200㎡までの部分）については、**小規模住宅用地**となり、その課税標準額は、評価額の6分の1の額とします。

② その他の住宅用地

小規模住宅用地以外の住宅用地を**その他住宅用地（一般住宅用地）**といいます。たとえば、300㎡の

住宅用地（一戸建て住宅の敷地）であれば200㎡分が小規模住宅用地で、残りの100㎡分をその他住宅用地とし、その課税標準額は、評価額の3分の1の額とします。



(2) 宅地の税額の算出方法

今年度の税額

= 今年度の課税標準額 × 税率

① 住宅用地

区 分	今年度の本則課税標準額に対する前年度課税標準額の割合 (※1)	今年度の課税標準額
税負担が下がる土地	100%を超えるもの	本則課税標準額まで引き下げ
税負担が負担調整措置により、緩やかな上昇となる土地	100%以下のもの	前年度課税標準額＋ 本則課税標準額×5% (計算の結果、100%を超えた場合は100%となり、20%に満たない場合は20%となります。)

※1 本則課税標準額とは、地方税法で定める本来の課税標準額とされており、本来は評価額となりますが、住宅用地の場合は評価額に住宅用地の特例率（1／6又は1／3）を乗じた額が本則課税標準額となります。

② 商業地等（非住宅用地）

区 分	今年度の評価額に対する前年度課税標準額の割合	今年度の課税標準額
税負担が下がる土地	70%を超えるもの	評価額の70%まで引き下げ
税負担が据え置きになる土地	60%以上、70%以下のもの	前年度課税標準額据え置き
税負担が負担調整措置により、緩やかな上昇となる土地	60%未満のもの	前年度課税標準額＋ 今年度評価額×5% (計算の結果、60%を超えた場合は60%となり、20%に満たない場合は20%となります。)

(3) 市街化区域農地の特例

市街化区域内にある農地については、周辺の宅地等との税負担の不均衡を是正する見地から課税標準の特例措置が設けられています。

市街化区域農地は、価格の3分の1の額が課税標準額の上限となります。

(4) 農地の税額の算出方法

今年度の税額

＝前年度課税標準額×（負担の割合に基づく）負担調整率×税率

負担の割合＝
$$\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度評価額（市街化区域農地の場合は、今年度評価額} \times \frac{1}{3} \text{）}}$$

負 担 の 割 合	負 担 調 整 率
1. 0 以上のもの	本則課税標準額まで引き下げ
0. 9 以上 1. 0 未満のもの	1. 0 2 5
0. 8 以上 0. 9 未満のもの	1. 0 5
0. 7 以上 0. 8 未満のもの	1. 0 7 5
0. 7 未満のもの	1. 1

7 家屋の税額の算出方法

家屋は、原則として評価額が課税標準額となりますので、その額に税率を乗じて税額を求めます。

(1) 新築家屋の評価額

評価額＝再建築価格×減点補正率×評点1点当たりの価額

- ① 再建築価格……同一の家屋を、評価の時点において新築する場合に必要な建築費
- ② 減点補正率……経過年数や積雪による減価補正率
- ③ 評点1点当たりの価額……1円×物価水準による補正率×設計管理費等による補正率

(2) 既存家屋の評価額

評価額については、新築家屋と同様に求めますが、その額が評価替え前の価額を超えることとなる場合は、評価替え前の価額に据え置かれます。

(3) 新築住宅に対する減額措置

令和8年3月31日までに新築された住宅については、次の要件を満たすとき一定期間の固定資産税が2分の1減額されます。

- ・ 床面積要件… 住宅部分の床面積が50㎡以上（一戸建以外の貸家住宅にあっては40㎡以上）280㎡以下（併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上のものに限ります。）。

※ 分譲マンションなど区分所有家屋の床面積については、「専有部分の床面積＋持分で按分した共用部分の床面積」で判定します。なお、賃貸マンションなどについても、独立的に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定します。

- ・ 減額される範囲… 減額の対象となるのは、新築された住宅用の家屋のうち住居として用いられる部分（居住部分）だけであり、併用住宅における店舗部分、事務所部分などは減額対象となりません。

なお、住居として用いられている部分の床面積が120㎡までのものはその全部が減額対象に、120㎡を超えるものは120㎡分に相当する部分が減額対象になります。

- ・ 減額される期間…① 一般住宅（②以外の住宅）……………新築後3年度分
② 3階建以上の中高層耐火住宅等……………新築後5年度分

(4) 新築の認定長期優良住宅に対する減額措置

令和8年3月31日までに新築された、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する「認定長期優良住宅」について、新築後5年度分（3階建て以上の中高層耐火住宅については7年度分）、固定資産税が2分の1減額されます（一戸当たり120㎡分までを限度とします）。床面積要件、減額される範囲については、新築住宅に対する減額措置と同じです。

※ この減額措置は新築住宅に対する減額措置とは、同時に適用されません。

(5) 住宅の耐震改修に伴う減額措置

【一般住宅】

昭和57年1月1日以前から存していた一定の住宅について、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるための改修工事（工事費50万円超のもの。）を行った場合において、一定期間の固定資産税が2分の1（長期優良住宅に該当する場合は3分の2）減額されます。

- ・ 減額される範囲…1戸当たり120㎡分までを限度として減額の対象となります。
- ・ 減額される期間…平成25年1月1日から令和8年3月31日までの改修 … 工事完了の翌年度から1年度
※ 通行障害既存耐震不適格建築物を改正耐震改修促進法の施行の日（平成25年11月25日）から令和8年3月31日までに改修した場合は、工事完了の翌年度から2年度分
- ・ 減額を受けるための手続… 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書を添付し、工事完了後、3箇月以内に申告してください。

※ 証明書の発行主体… 富山市建築指導課、建築士、登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関、住宅瑕疵担保責任保険法人

※ この減額措置は、新築住宅、バリアフリー改修、省エネ改修に伴う減額措置など他の減額措置と同時に適用されません。また、この減額措置の適用は1戸当たり1回限りです。

【大規模建築物（非住宅）】

改正耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられ、その結果が報告された不特定多数の者が利用する既存の大規模建築物等（非住宅）について、政府の補助を受けて、平成26年4月1日から令和8年3月31日までの間に現行の耐震基準に適合させるよう改修工事を施した場合、工事完了の翌年度から2年度分、固定資産税が2分の1減額されます（固定資産税額が補助対象改修工事費の5%を超える場合は、1年度分当たり、改修費用の5%に相当する金額が減額されます。）。

手続等詳細については、事前にお問い合わせください。

(6) 住宅のバリアフリー改修に伴う減額措置

高齢者等が居住する住宅（新築後10年以上経過したもの）に対して、平成28年4月1日から令和8年3月31日までに、一定のバリアフリー改修が行われた場合、翌年度の固定資産税が3分の1減額されます（1戸当たり100㎡分までが限度です。）。

- ・減額を受けるための要件

① 次の方が居住していること。

- ・ 65 歳以上の方
- ・ 介護保険法の要介護又は要支援の認定を受けている方
- ・ 障害のある方

② 次に該当するバリアフリー改修工事であること。

- ・ 廊下の拡幅
- ・ 階段の勾配の緩和
- ・ 浴室の改良
- ・ トイレの改良
- ・ 手すりの設置
- ・ 屋内の段差の解消
- ・ ドアの引き戸への取替
- ・ 床材の滑り止め化

③ 工事費の自己負担額が 50 万円超であること。

④ 改修後の住宅の床面積が 50 m²以上 280 m²以下であること。

- ・ 減額を受けるための手続… 要件を満たしていることが確認できる書類を添えて、工事完了後、3 箇月以内に申告してください。

※ バリアフリー改修と省エネ改修を同時に行った場合は、それぞれ減額されます。

※ この減額措置は、新築住宅や耐震改修に伴う減額措置とは同時に適用されません。また、この減額措置の適用は 1 戸当たり 1 回限りです。

(7) 住宅の省エネ改修に伴う減額措置

平成 26 年 4 月 1 日に存していた住宅（賃貸住宅を除く。）について、令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、一定の省エネ改修工事を行った場合（改修後の住宅の床面積が 50 m²以上 280 m²以下）、工事終了年の翌年度分の固定資産税が 3 分の 1（長期優良住宅に該当する場合は 3 分の 2）減額されます。

- ・ 減額される範囲… 1 戸当たり 120 m²分までを限度として減額の対象となります。
- ・ 減額を受けるための要件

① 次に該当する省エネ改修工事で、窓の断熱改修工事を含む工事であること。

- ・ 窓の断熱改修工事
- ・ 床の断熱改修工事
- ・ 天井の断熱改修工事
- ・ 壁（外気と接するもの）の断熱工事

② 工事費の自己負担額が 60 万円超又は、断熱改修に係る工事費が 50 万円超であって、太陽光発電装置等の工事費と合わせて 60 万円超であること。

- ・ 減額を受けるための手続… 改修後のそれぞれの部位が省エネ基準に適合することとなった証明書を添付し、工事完了後、3 箇月以内に申告してください。

※ 証明書の発行主体… 改修工事を設計・施工した工務店などの建築士、登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関、住宅瑕疵担保責任保険法人

※ 省エネ改修とバリアフリー改修を同時に行った場合は、それぞれ減額されます。

※ この減額措置は、新築住宅や耐震改修に伴う減額措置とは同時に適用されません。また、この減額措置の適用は 1 戸当たり 1 回限りです。

8 償却資産に対する課税

(1) 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、事業のために用いている構築物、機械、工具、備品等の資産をいい、土地家屋と同じように固定資産税が課税されます。ただし、鉱業権、漁業権、特許権、ソフトウェアなどの無形減価償却資産や自動車税、軽自動車税の課税客体となる自動車、小型特殊自動車等は、課税の対象とはなりません。

資産の種類と主な償却資産

資産の種類		主な償却資産の内容	
1	構築物	構築物	広告塔、門、塀、外灯、構内舗装(駐車場等)、緑化施設、井戸、煙突、屋外に敷設されたガス・上下水道の埋設管、融雪設備など
		建物附属設備	①家屋の所有者が取り付けした設備で、受変電設備、自家発電設備、蓄電池設備、中央監視装置、特定の生産又は業務用の設備など ②テナントが賃貸家屋に施工した内装、造作、建築設備など
2	機械及び装置	製造機械設備（食品加工設備、精穀設備など）、工作設備（ボール盤、フライス盤など）、印刷機械、搬送設備（クレーン、コンベヤーなど）、モーター、ポンプ類の汎用機械など、その他産業用機械及び装置類	
3	船舶	一般船舶、ボート、ヨットなど	
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー	
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（ナンバーの分類番号が0または9ではじまるもの）、台車	
6	工具、器具及び備品	測定工具、切削工具、机、椅子、パソコン、テレビ、陳列ケース、冷蔵庫、金庫、エアコン、医療機器、カラオケ等の音響機器など	

(2) 評価のしくみ

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。

① 評価額の算定方法… 1円未満は切り捨てます。

- ・ 前年中に取得した資産

取得価額 × (1 - 耐用年数に応じた減価率 × 1 / 2) = 評価額

- ・ 前年前に取得した資産

前年度の評価額 × (1 - 耐用年数に応じた減価率) = 評価額

…以後、毎年この方法で計算し、評価額が取得価額の5%まで減価償却します。評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

② 課税標準額

償却資産は、原則として評価額が課税標準額になります。課税標準額の特例が適用される場合は、該当資産の評価額に特例率を乗じたものが課税標準額となります。

③ 免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

④ 税額の算出

税額は課税標準額に基づいて算出します。

税額 = 課税標準額の合計 × 税率
(百円未満切捨) (千円未満切捨) (1.4%)

9 申告及び届出

土 地	住宅用地の特例の適用に変動がある場合（住宅用地から住宅用地以外への変更など）で、その年の前年の1月1日から引き続きその土地を所有している場合には、その年の1月31日までに申告してください。
家 屋	未登記家屋の課税台帳への登録については、家屋補充課税台帳登録名義人の届出が必要です。
償却資産	各年、1月1日の事業用資産の状況を1月31日までに申告してください。

10 納期

固定資産税は、都市計画税と合算し年4回に分けて納めていただきます。

納 期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
	4月1日から4月30日まで	7月1日から7月31日まで	12月1日から12月25日まで	翌年2月1日から2月末日まで
令和6年度 納 期 限	令和6年4月30日(火)	令和6年7月31日(水)	令和6年12月25日(水)	令和7年2月28日(金)

11 固定資産税 Q & A

(1) 所有権移転と納税義務者について

Q 令和5年12月に土地を売却し、翌年2月に所有権移転登記をしました。
なぜ令和6年度に固定資産税が課税されるのですか。

A 固定資産税と都市計画税は、**各年1月1日の所有者**に対して課税されます。

令和5年中に売買契約が済んでいても、所有権移転登記や未登記家屋の場合の名義人変更届出が翌年1月2日以降になされた場合は、旧の所有者に課税されることになります（売買のときに新しい所有者と税金の負担方法や金額について決めておくことが大切です）。

(2) 税負担の公平を図るための措置について

Q 地価が下落し、評価額が下がっているのに税額が上がるのはどうしてでしょうか。

A 地域や土地によって評価額に対する税負担に格差がある（例えば同じ評価額の土地があっても実際の税額が異なる）のは、税負担の公平の観点から問題があることから、平成9年度以降、負担の割合（評価額に対する前年度課税標準額の割合）の均衡化を重視することを基本的な考え方とした調整措置が講じられてきました。平成18年度に、宅地について見直しされましたが、引き続きこの調整措置が講じられています。

具体的には、負担の割合が高い土地は税負担を引き下げたり、据え置いたりする一方、負担の割合が低い土地は緩やかに税負担を引き上げていくしくみとなっています。

したがって、地価の動向に関わりなくすべての土地の税額が上がっているわけではなく、税額が上がっているのは、地価が上昇している場合を除けば、負担の割合が低い土地に限られています。

このように、現在は税負担の公平を図るために、そのばらつきを是正している過程にあることから、税負担の動きと地価動向とが一致しない場合、つまり地価が下落していても税額が上がるという場合も生じているわけです。

(3) 新築住宅に対する減額措置の終了について

Q 4年前に木造2階建住宅を新築しましたが、今年度から家屋の税額が急に上がっています。どうしてでしょうか。

A 一定の面積要件を満たしている新築住宅の場合には、新築後一定期間に限り、1戸当たり120㎡分まで固定資産税が2分の1減額される特例があります。

この場合、木造2階建ですので、3年度分の減額適用期間が終了したことによるものです。

12 参考

【土地や建物などにかかる税金】

国 …… 国税
 県 …… 県税
 市 …… 市税



都市計画税

資産税課

TEL 443-2034 (土地)
TEL 443-2035 (家屋)
TEL 443-2036 (")

都市計画税は、総合的なまちづくりを行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用の一部を負担していただくために設けられた目的税で、市街化区域内の土地・家屋に対して課税されます。なお、婦中地域の市街化区域における都市計画税については、平成23年度から課税が開始されています。

平成28年度に税率が0.25%から0.3%に改定されました。

1 納税義務者

1月1日現在に市内の市街化区域内に土地又は家屋を所有している人です。

なお、固定資産税が免税点未満の人は、都市計画税も課税されません。

2 課税標準額

課税標準額は、固定資産税と同じく土地・家屋の価格です。土地については、固定資産税と同様の負担軽減措置があります。

3 税額の算出方法

課税標準額（千円未満切り捨て）×0.3%（税率）＝税額（百円未満切り捨て）

4 納税の方法

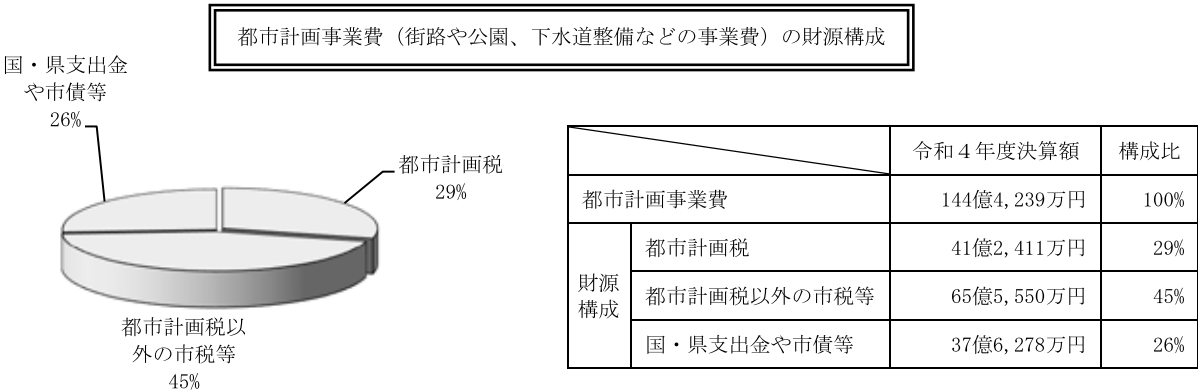
固定資産税とあわせて納めていただきます。

<都市計画税について>

歳入の約4割を占める市税には、用途を制限しない市民税や固定資産税などの「普通税」と、特定の目的のために使用しなければならない「目的税」があります。

目的税には、都市計画事業等に充てられる「都市計画税」、環境衛生施設や観光施設、消防施設の整備に充てられる「入湯税」、都市環境の整備や改善に充てられる「事業所税」があります。

このうち、「都市計画税」の令和4年度決算額41億2,411万円は、全て、街路や公園、下水道整備などの都市計画事業に充てられており、総事業費144億4,239万円のうち29%を占めています。（入湯税・事業所税については29・30ページに表示）



軽自動車税

税制改正により、令和元年10月1日から、自動車取得税（県税）が廃止され、軽自動車税に「環境性能割」が導入されました。また、従来の軽自動車税は「軽自動車税（種別割）」に名称が変更されました（税率に変更はありません）。

軽自動車税は、「種別割」と「環境性能割」で構成されています。

●軽自動車税（環境性能割）

軽自動車税（環境性能割）は、令和元年10月1日以後の軽自動車の所有者に対して適用され、新車・中古車を問わず、取得した車両（取得価格が50万円を超えるもの）に対して課税されます。税額は、車両の取得価格に税率（0%～2%）をかけた額で算出され、税率は、車両の燃費性能等に応じて定められます。

※当分の間、賦課徴収は富山県が行うため、軽自動車取得時の申告方法等についてはこれまでと変更ありません。

●軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（これらを軽自動車等といいます。）に対し、その所有者にかかる税金です。

所有権留保付売買の場合は、買主を所有者とみなします。

1 納税義務者

毎年4月1日現在、軽自動車等を所有している人。

2 税 額

【原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪車等】

車 種		税率（年額）
原動機付自転車	総排気量50cc以下または定格出力0.6kw以下	2,000円
	総排気量50ccを超え90cc以下または定格出力0.6kwを超え0.8kw以下	2,000円
	特定小型原動機付自転車（定格出力0.6kw以下、長さ1.9m以下、幅0.6m以下、最高速度20km/h以下）	2,000円
	総排気量90ccを超え125cc以下または定格出力0.8kwを超え1.0kw以下	2,400円
	ミニカー（総排気量50cc以下または定格出力0.6kw以下 三輪以上）	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用（乗用装置のあるコンバイン、トラクター等）	2,400円
	その他（フォークリフト、ショベルローダ等）	5,900円
二輪の軽自動車	総排気量125cc超～250cc以下、被けん引車	3,600円
二輪の小型自動車	総排気量250ccを超えるもの	6,000円

【三輪・四輪以上の軽自動車】

(単位：円)

車種				旧税率	現行税率	重課税率	軽課税率 ＊ (令和6年度のみ)		
				平成27年3月 31日までに 最初の新規 検査を受け た車両	平成27年4月 1日以降に最 初の新規検 査を受けた 車両	最初の新 規検査か ら13年を 経過した 車両	概ね 75% 軽減	概ね 50% 軽減	概ね 25% 軽減
軽 自 動 車	三輪			3,100	3,900	4,600	1,000	2,000 (※)	3,000 (※)
	四 輪 以 上	乗 用	自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	—	—
			営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200
		貨 物	自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	—	—
			営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	—	—

※営業用の乗用のものに限りです。

◎ 最初の新規検査年月は、自動車検査証（車検証）の「初度検査年月」で確認できます。

＊ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で、一定の環境性能を有する場合は、令和6年度分に限り税率が軽減されます。

3 課税の方法

- ① 4月1日登録 その年度は課税されます。
- ② 4月1日廃車 その年度は課税されません。
- ③ 年度の途中（4月2日～翌年の3月31日）の登録
その年度は課税されず、翌年度から課税されます。
- ④ 年度の途中（4月2日～翌年の3月31日）の廃車
その年度は課税され、翌年度から課税されません。

4 納期限

5月初旬送付の納税通知書により、5月31日までに納めてください。

5 申 告

軽自動車等を所有しているかどうかは、所有者の申告に基づいています。

取得・譲渡・住所変更は15日以内に、廃車は30日以内に申告してください。

(1) 原動機付自転車（125cc以下）及び小型特殊自動車

⇒市民税課窓口28番（2階）

必要なもの 届出の種類		販 売 証明書	譲 渡 証明書	廃 車 証明書	標識交付 証明書	ナンバー プレート	届出人の 本人確認 書類	備 考
登 録	バイク等を購入	○					○	(注意1) 標識交付・廃車 証明書がない場合は車台 番号の拓本が必要です。 (注意2) 富山市に住民登 録のない方は運転免許証 ・住民票のいずれかを持 参してください。 * ナンバー変更を伴う譲渡 の場合はナンバープレー トが必要です。
	市外からの 転 入	廃車済		○			○	
		未廃車			○	○	○	
	譲 渡 (名義変更)	廃車済	○	○			○	
		未廃車	○		○	(○) *	○	
廃 車	使 用 不 能 市 外 転 出 乗 り か え 標 識 の 毀 損				○	○	○	紛失・盗難等で標識を 返納できないときは、お 問い合わせください。

★自動車損害賠償責任保険への加入

保険の加入は、自動車損害賠償保障法で義務付けられています。

加入については、保険会社及び代理店等でご相談ください。

(2) 125ccを超えるバイク・軽自動車等

⇒下記にお問い合わせの上、申告してください。

車 種	申 告 窓 口
二輪の軽自動車及び 二輪の小型自動車 (125ccを超えるもの)	北陸信越運輸局富山運輸支局 〒930-0992 富山市新庄町馬場82 TEL 050-5540-2044
三・四輪以上の 軽 自 動 車 (660cc以下)	軽自動車検査協会 富山事務所 〒930-0992 富山市新庄町字馬場1-4 TEL 050-3816-1852

6 減 免

身体や精神に障害がある人等が所有する軽自動車等で、一定の要件に該当する場合は、申請により、軽自動車税（種別割）の減免を受けられる制度があります。また、構造上、身体障害者の利用のため特別の仕様に製造されたものや社会福祉法第2条に規定する事業を行う法人が所有し、専ら身体障害者等の輸送の用に供すると認められる軽自動車等も減免の対象となります。（ただし、一人につき普通車・軽自動車等どちらか一台）

減免を受ける人は納期限までに申請してください。

※ 詳しくは市民税課まで

7 軽自動車税 Q & A

(1) バイクを譲渡した場合の軽自動車税（種別割）は？

Q 4月中旬に原付バイクを友人に譲りましたが、私のところに軽自動車税（種別割）の納税通知書が送られてきました。私はもう原付バイクをもっていないのに税金は納めなければならないのでしょうか。

A 軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在で軽自動車等を所有している人に課税されますので、今年度はあなたに課税され、来年度からはあなたの友人に課税されることになります。

ただし、譲り渡したという申告（名義変更）をされないと来年度もあなたに課税されますので、必ず申告してください。

(2) バイクが盗難にあったときは？

Q 原付バイクを盗まれました。どのように手続きすればよいのでしょうか。

A まず、警察署に盗難届を提出してください。警察で盗難届を受理する際に、「受理番号」が付番されますので、その番号と提出した警察署名、提出日を把握し、直ちに、市民税課に届出をしてください。

届出をされないと、盗難後も軽自動車税（種別割）が課税されることになります。

(3) バイクが壊れて乗ることが出来なくなったときは？

Q 壊れて動かない原付バイクを所有しています。標識（ナンバープレート）は付いたままになっていますが、全く動かず乗ることはできません。それでも税金はかかるのでしょうか。

A 標識（ナンバープレート）が付いたままになっているのは、廃車手続きをされていない原付バイクだと考えられます。

このままの状態では、たとえ原付バイクが動かなくても税金はかかります。

このような場合、標識（ナンバープレート）を外して、廃車の手続きをしてください。

(4) バイクを改造したときは？

Q 現在持っている原付のエンジンの部品を交換（改造）して排気量を変更しました。（49cc → 88cc）どのような手続きをすればよいのでしょうか。

A 49ccから88ccへの変更は車種の変更になるため、一種（50cc以下）を廃車し、二種乙（50cc超～90cc）に登録し直す必要があります。その際に改造申告書も提出していただきますので、改造に要した部品の説明書類、改造後の写真等をお持ちください。

市たばこ税

TEL 443-2031

1 納税義務者

製造たばこの製造業者、特定販売業者（輸入業者）など

2 課税標準及び税率

①製造たばこ（紙巻たばこ3級品以外）

1,000 本につき

令和2年10月1日から 6,122円

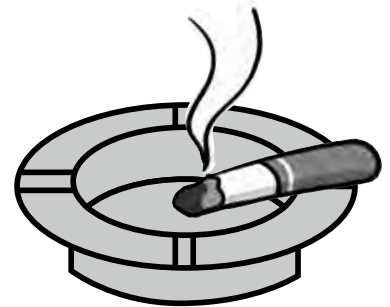
令和3年10月1日から 6,552円

②製造たばこ（紙巻たばこ3級品（エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマ））

1,000 本につき

令和元年10月1日から※ 5,692円

※令和元年10月1日以降は、3級品としての区分は廃止され、紙巻たばこ3級品以外の税率と同一になります。



3 申告納付期限

毎月末日までに、前月の初日から末日分を申告し、納付することになっています。

入湯税

TEL 443-2031

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用の一部を負担していただくために設けられた目的税です。鉱泉浴場において入湯した場合、入湯税が課せられます。

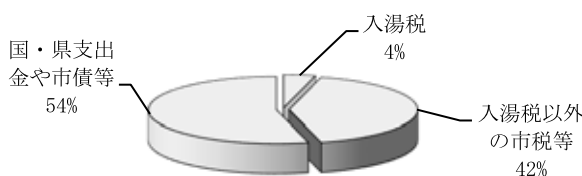
1人1日につき150円（1泊2日は1日とみなします。）

1 申告納付期限

毎月15日までに、前月の初日から末日分を申告し、納付することになっています。

<入湯税について>

環境衛生施設・観光施設・消防施設などの整備に関する事業費の財源構成



		令和4年度決算額	構成比
環境衛生施設・観光施設・消防施設などの整備事業費		15億6,597万円	100%
財源構成	入湯税	6,564万円	4%
	入湯税以外の市税等	6億5,273万円	42%
	国・県支出金や市債等	8億4,760万円	54%

事業所税

市 民 税 課

TEL 4 4 3 - 2 0 3 1

事業所税は、人口30万人以上の都市等が、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、事業所等において行われる事業に対して課される目的税です。
事業所税のしくみについては、次のとおりです。

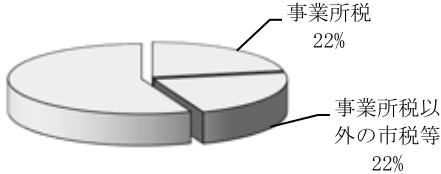
区 分	資 産 割	従 業 者 割
課 税 客 体	事業所等において法人又は個人の行う事業	
納税義務者	事業所等において事業を行う法人・個人	
課 税 標 準	市内の事業所用家屋の延床面積	課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額
税 率	1㎡につき 600円	0.25%
免 税 点	合計延床面積 1,000㎡以下	合計従業者数 100人以下
	(課税標準の算定期間の末日の現況による)	
課税標準の算定期間	法人……事業年度 個人……1月1日～12月31日	
納 税 方 法	申 告 納 付	
申 告 納 付 期 限	法人……事業年度終了の日から2ヵ月以内 個人……翌年の3月15日	

① 事業所税は、市内のすべての事業所等を合算して課税されます。

<事業所税について>

都市環境の整備及び改善に関する事業費の財源構成

国・県支出
金や市債等
56%



		令和4年度決算額	構成比
都市環境の整備・改善事業費		170億3,390万円	100%
財源 構成	事業所税	37億1,293万円	22%
	事業所税以外の市税等	37億6,568万円	22%
	国・県支出金や市債等	95億5,529万円	56%

第3章 市税の納付

富山市財務部納税課 (TEL 076-443-2026)

市税の納付場所と納期

1 指定金融機関・収納代理金融機関

(令和6年4月現在)

地方銀行	北陸銀行 富山第一銀行 富山銀行 北國銀行 福井銀行 第四北越銀行
都市銀行	みずほ銀行 (口座振替のみ取扱い) 三井住友銀行 (口座振替のみ取扱い)
信託銀行	みずほ信託銀行 (口座振替のみ取扱い)
信用組合	富山県信用組合 イオ信用組合 横浜幸銀信用組合
信用金庫	富山信用金庫 新湊信用金庫 にいかわ信用金庫 高岡信用金庫
労働金庫	北陸労働金庫
農協	富山市農業協同組合 なのはな農業協同組合 あおば農業協同組合
その他	東日本信用漁業協同組合連合会 (富山県内店舗のみ)

上記の金融機関の全国の店舗のほか、北陸3県のゆうちょ銀行・郵便局 (富山県・石川県・福井県) で納めることができます。

2 市納税窓口

納税課、行政サービスセンター、中核型地区センター、小見地区センター

3 市税の納期

月 区分		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
個人市県民税 森林環境税	普通徴収			1期		2期		3期			4期		
	特別徴収	徴収した日の翌月 10 日まで											
固定資産税 都市計画税		1期			2期					3期		4期	
軽自動車税 (種別割)			全期										
法人市民税	中間申告分…事業年度開始後 6 か月を経過した日から 2 か月以内 確定申告分…事業年度終了の日の翌日から 2 か月以内												
市たばこ税	毎月末日まで												
入湯税	毎月 15 日まで												
事業所税	法人…事業年度終了の日から 2 か月以内 個人…翌年の 3 月 15 日まで												

4 市税の滞納

定められた納期限までに納付しないことを滞納といいます。滞納になりますと、まず督促状により納付を促し、さらに催告状や自宅訪問、電話などで納付をお願いしています。

市税を滞納されますと、納期限までに納められた方との公平を保つため、また大切な財源を確保するために、滞納している方の財産（給料、銀行預金等、自動車、動産、不動産）を差し押さえ、これらの財産を公売し、滞納市税に充当するなどの滞納処分を行うことになります。

5 延滞金

滞納された市税を納付される時には、納期限までに納付された大部分の納税者との公平を保つため、本来の税額のほかに延滞金を合わせて納めていただくことになります。

延滞金は、納期限の翌日から1月を経過する日までは、その日数に応じ年2.4%（令和7年1月1日以後の期間については、延滞金特例基準割合+1%（上限 年7.3%））の割合を乗じて計算した金額となり、納期限の翌日から1月を経過した日からは、その日数に応じ年8.7%（令和7年1月1日以後の期間については、延滞金特例基準割合+7.3%（上限 年14.6%））の割合を乗じて計算した金額となります。

ただし、延滞金が1,000円未満の場合は徴収しません。また延滞金が1,000円以上の場合で、100円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てます。

6 納税の猶予

（1）徴収の猶予・・・納税者が以下の要件により一時に納付することができないと認められる場合において、納税者の申請によりその納付を原則1年以内の期間に限り猶予（財産の状況等を考慮して合理的かつ妥当なものに分割し納付）する制度です。

- ① 災害（震災・風水害・火災など）又は盗難にあったとき
- ② 納税者又は生計を一にする親族が、病気にかかったり又は負傷したりしたとき
- ③ 事業を廃止又は休業したとき
- ④ 事業に著しい損害を受けたとき
- ⑤ 法定納期限から1年以上を経過した日以後に納付すべき市税の額が確定したとき

（2）換価の猶予・・・納付すべき市税を一時に納付することにより、その事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合において、納税について誠実な意思を有すると認められる納税者が、納付すべき市税の納期限から6月以内に申請することにより原則1年以内の期間に限り換価（売却）を猶予（財産の状況等を考慮して合理的かつ妥当なものに分割し納付）する制度です。

便利な納付の方法

富山市財務部納税課 (TEL 076-443-2026)

1 口座振替制度のご利用について

口座振替は、市税等の納付金について、取扱金融機関等の預貯金口座から各納期ごとに自動的に振替納付される制度です。

(1) 取扱金融機関等 (31ページをご覧ください)

- ①指定金融機関及び収納代理金融機関
- ②全国のゆうちょ銀行・郵便局

(2) 申込み方法

- ①富山市預金口座振替依頼書 (A4、はがき) での申込み【新規、変更、取消】

- ・必要なもの：納税通知書、預貯金通帳、通帳届出印
- ・申込み窓口：富山市内の取扱金融機関等、納税課

※郵送での申込みを希望される方は、はがきタイプの依頼書を郵送しますので、納税課までご連絡ください。

- ②インターネットを利用した「Web口座振替受付サービス」からの申込み

【新規、変更のみ ※取消手続きは利用できません】

- ・必要なもの：納税通知書、預貯金通帳、キャッシュカードの暗証番号
- ・申込みサイト：富山市ホームページ「Web口座振替受付サービス」 (ページID: 1013020) から申込みください。

(3) 申込できる税目、口座振替日等

申込できる税目	期	振 替 日 (※1)	口座振替(開始・変更)申 込 期 限	
			口座振替依頼書	Web口座振替 受付サービス
個人市県民税 森林環境税 (普通徴収分)	1 期(全期) (※2)	6 月 3 0 日	4 月 1 日 ~ 5 月 1 5 日 (※3)	6 月 5 日
	2 期	8 月 3 1 日	振替日の 概ね 1 か月半前	8 月 5 日
	3 期	1 0 月 3 1 日		1 0 月 5 日
	4 期	1 月 3 1 日		1 月 5 日
固定資産税 都市計画税	1 期(全期) (※2)	4 月 3 0 日	2 月 1 日 ~ 3 月 1 5 日 (※3)	4 月 5 日
	2 期	7 月 3 1 日	振替日の 概ね 1 か月半前	7 月 5 日
	3 期	1 2 月 2 5 日		1 2 月 5 日
	4 期	2 月 末 日		2 月 5 日
・マンションをお持ちの場合もすべて振替えられます。 (土地・家屋分とマンション分をわけて振替することはできません。)				
軽自動車税 (種別割)	5 月 3 1 日		振替日の 概ね 1 か月半前	4 月 2 5 日
	・所有する軽自動車やバイク等の全車両が振替の対象となります。 (車ごとの指定はできません。) ・車検用の納税証明書は6月中旬に郵送します。 (5月中旬～6月中旬に車検予定の方には口座振替はお勧めしません。)			

※1 振替日が金融機関の休日にあたる時は翌営業日に振替えます。

※2 全期一括振替を申込された方で、1期に振替できなかった場合や年度途中で申込された場合は、その年度は期別で振替え、翌年度から全期一括振替となります。

※3 その年度の納税通知書が届いてから申込される場合は、1期分からの振替には間に合いません。

(4) 口座振替に関する注意事項

- ・ 振替開始時期等は、手続き完了後に郵送される「口座振替依頼書確認通知書」でご確認ください。口座振替依頼書確認通知書は、納付義務者（共有名義の固定資産の場合は代表者）に郵送されます。（振替日の5日前になっても確認通知書等が届かない場合は、お手数ですが担当課までお問い合わせください。）
- ・ 納期限の過ぎたものは、振替えられません。
- ・ 市税の再振替はありません。
- ・ 一度手続きをされますと、原則として翌年度以降も口座振替が継続されます。ただし固定資産税・都市計画税について、①相続等による名義変更、②共有物件の代表者・共有者・持分割合の変更等があった場合には、改めて手続きが必要となります。
- ・ 固定資産税・都市計画税については、納税義務者（通知書番号）ごとに口座振替登録をするため、同じ名義で所有されている物件は物件ごとに納付方法を分けることができません。また、同じ名義で新しく物件を所有された場合は、以前から所有されている物件にかかる固定資産税と合算されて口座振替されることとなります。
- ・ 軽自動車税については、車両ごとではなく納税義務者（通知書番号）ごとに口座振替登録をするため、同じ名義で所有されている軽自動車やバイク等は納付方法を分けることができません。また、口座振替の登録をされますと軽自動車やバイク等を乗り換えられ、所有する車両が変更になった場合でも口座振替されることとなります。
- ・ 口座振替の登録は、長期間課税が無いなど、富山市が必要と認めたときは取消されることがあります。
- ・ 市税を口座振替により納税されていた方で、現在、課税が無い（例：固定資産の売却、軽自動車の廃車・売却などにより税金がかからない）方は金融機関等の窓口および市役所納税課に備えてある「富山市預金口座総合振替依頼書」により、口座振替の取消手続きをおこなってください。取消の手続きをされないとしに口座登録が残ったままとなりますので、課税が無い方は手続きをお願いします。

2 コンビニエンスストアでの納付について

市税等の納付金は、コンビニエンスストアでも納付できます。

日本全国どこでも、下記の＜取り扱えるコンビニエンスストア＞各店舗の営業時間内であれば、曜日や時間を気にせず納付することができます。

＜納付可能な税目＞

個人市県民税・森林環境税（普通徴収のみ）、固定資産税・都市計画税、
軽自動車税（種別割）

＜取り扱えるコンビニエンスストア＞

（令和6年4月現在）

セブン-イレブン、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ローソン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストアー、MMK設置店

＜取り扱い限度額＞

1枚の納付書につき30万円まで

※納付の際は、領収書とレシートを必ずお受け取りください。

3 地方税統一QRコードを利用した納付について

令和5年4月から、地方税共同機構が提供する「地方税お支払サイト」での納付と納付書に印字された地方税統一QRコードを利用した納付ができます。納付書のQRコードを読み取ることで、パソコンやスマートフォンから納付できます。

＜対象税目＞

個人市県民税・森林環境税（普通徴収のみ）、固定資産税・都市計画税、
軽自動車税（種別割）

（１）スマートフォン決済アプリで納付する場合

お手持ちのスマートフォンに専用の決済アプリをダウンロードし、納付書のＱＲコードを読み取り納付できます。ご利用可能な決済アプリについては、「地方税お支払サイト」のホームページ（※１）をご確認ください。（令和５年４月からＬＩＮＥ Ｐａｙはご利用いただけません。）

（２）「地方税お支払サイト」を利用して納付する場合

「地方税お支払サイト」ではクレジットカードやインターネットバンキング等を利用して納付できます。詳細については、「地方税お支払サイト」のホームページ（※１）をご確認ください。

（※１） 地方税お支払サイトホームページ <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

＜ご利用についての注意事項＞

- ・ 納付手続き完了後に納付を取り消すことはできません。
- ・ 領収証書は発行されません。二重納付にご注意ください。
- ・ 軽自動車税の場合、納付書に添付されている納税証明書（継続検査用）に領収印が押印されず、証明書としては使用できません。納税証明書（継続検査用）が必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で、納税証明書（継続検査用）付きの納付書を使って納付してください。
- ・ クレジットカード等の納付方法によっては、決済手数料がかかる場合があります。
- ・ 各種決済アプリや納付方法によって納付限度額が異なります。

（３）富山市指定以外の金融機関等から納付する場合

富山市指定以外の金融機関等でも市税が納付できます。地方税統一ＱＲコードに対応した金融機関等はe L T A Xホームページ（※２）をご参照ください。

（※２） e L T A Xホームページ<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>

市税に関する 証明と閲覧

富山市財務部納税課 (TEL 076-443-2026)
 婦中行政サービスセンター (TEL 076-465-2115)
 大沢野行政サービスセンター (TEL 076-467-5810)
 大山行政サービスセンター (TEL 076-483-1212)
 八尾行政サービスセンター (TEL 076-454-3114)
 山田中核型地区センター (TEL 076-457-2111)
 細入中核型地区センター (TEL 076-485-2111)

市税に関する証明は、市役所東館2階税証明窓口、各行政サービスセンター、中核型地区センター、各地区センター、とやま市民交流館で交付しています。

1 証明・閲覧の種類等

区分	種類	内 容	主 な 使 用 目 的	手 数 料
市県民税に関する証明	所得証明	○給与所得などの各種所得金額	○銀行融資 ○住宅金融支援機構の申込み ○市・県営住宅の入居および更新手続き	1通300円
	所得・課税証明 (非課税証明)	○納付すべき市・県民税額と各種所得金額 ○上記の税額がない場合はその証明	○学校の授業料免除申請 ○扶養家族の申請および更新 ○健康保険加入 ○年金の申請	
納税に関する証明	納税証明	○納付すべき税額 ○納付済税額 ○滞納税額がないことの証明	○銀行融資、各種制度融資 ○担保権の設定 ○入札指名参加 ○市・県営住宅の入居手続き	1通300円
	納税証明 (継続検査用)	○納税義務者及び車両ナンバー	○軽自動車の車両検査	無 料
固定資産税に関する証明	評価証明	○土地や家屋の一筆・一棟ごとの固定資産評価額を表示	○銀行融資 ○登記 (登記用評価証明は無料)	3筆または3棟までが300円 (1筆または1棟増えるごとに、150円加算)
	公課証明	○土地や家屋の一筆・一棟ごとの固定資産評価額と課税標準額、税額を表示	○競売などの申立 ○売買などによる税金の精算	
	課税台帳記載事項証明	○上記に同じ (所有者の住所は表示されません)	○税額の物件別内訳の確認 (賃貸契約書等の提示が必要)	
	資産証明	○土地・家屋の合計面積と合計評価額を表示 (一筆・一棟ごとの表示はされません)	○ケアハウス等入居申請 ○授業料の免除	1通300円
公簿等の閲覧	固定資産課税台帳 (名寄帳)	○所有する資産の地目、面積、固定資産評価額、税額など全ての項目を表示	○確定申告資料 ○税額の物件別内訳の確認	1件300円
	公 図	○所在・地番・形状など	○土地の形状などの確認	1件300円

*固定資産課税台帳 (名寄帳) の縦覧及び閲覧、公図の閲覧、住宅用家屋証明、未登載証明、近傍評価による評価証明の申請及び発行は、資産税課のみで取り扱っています。

*縦覧期間中のみ、縦覧会場で当該年度の固定資産課税台帳 (名寄帳) の写しを無料交付します。

*令和5年5月1日から2年間、コンビニ交付サービスにて所得・課税証明を取得される場合は、1通200円となります。

2 申請に必要なもの

- ① 本人の場合・・・顔写真付きの公的身分証明書 (個人番号カードなど)
- ② 代理人 (同一世帯の親族含む) の場合・・・委任状又は依頼者の印鑑 (法人名義の場合は、法人の代表者印) および代理人の顔写真付きの公的身分証明書
- ③ 相続人の場合・・・相続関係が確認できるもの (戸籍等) および相続人の顔写真付きの公的身分証明書。ただし、被相続人が富山市に住民登録されていない場合は、死亡年月日が確認できるもの (除籍等) も必要

第4章 国税・県税のあらまし

1. 国税のあらまし

【所得税及び復興特別所得税】

所得税は、個人の所得に対して課税される税金で、1月1日から12月31日までの1年間（以下「年分」といいます。）に生じた非課税所得を除く全ての所得から基礎控除や扶養控除などの所得控除を差し引いた残りの課税所得に税率を乗じて税額を計算します。平成25年から令和19年までの各年分については、復興特別所得税（原則として、その年分の所得税額に2.1%の税率を乗じて計算します。）を所得税と併せて申告・納付します。

(1) 確定申告

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、原則として、その年の翌年2月16日から3月15日までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。

(2) 確定申告が必要な方

その年分の各種所得の合計額が所得控除の合計額を超える場合において、その超える額に対する税額が配当控除額と年末調整の際に控除を受けた住宅借入金等特別控除額の合計額を超えるときは、確定申告をしなければなりません（ただし、確定申告をすれば税金が還付される方を除きます。）。

サラリーマンなど給与所得が一箇所のみの方は、年末調整により所得税及び復興特別所得税が精算されるため、確定申告は不要です。

また、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である方など、一定の場合には確定申告をする必要はありません。

なお、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

(3) 税額の算出方法

（各種所得の合計額－所得控除の合計額）×所得税の税率－税額控除

【法人税】

法人税は、株式会社（特例有限会社を含む）、協同組合などの法人の所得を基準として法人に課税される税金です。

(1) 納税義務者

- ① 普通法人（株式会社、合資会社、合名会社、合同会社、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、特定目的会社など）
- ② 協同組合等（漁業協同組合、農業協同組合、森林組合、消費生活協同組合など）
- ③ 公益法人等（宗教法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、社会医療法人など）で収益事業を行っているもの
- ④ 人格のない社団等（PTA、同業者団体など）で収益事業を行っているもの

注：収益事業とは、販売業、貸付業、飲食業、製造業、駐車場業などで、継続して事業場を設けて行われるもののことです。

(2) 税額の算出方法

法人の種類や所得金額に応じて定められている税率により計算します。

【地方法人税】

地方法人税は、地方交付税の財源を確保するために法人に課される税金です。

(1) 納税義務者

法人税を納める義務がある法人

(2) 税額の算出方法

課税標準法人税額に税率（10.3％）を乗じて計算します。

注：課税標準法人税額とは、法人税の税額の計算に関する法令の規定により計算した法人税の額（1,000円未満切捨て）をいいます。

令和元年9月30日以前に開始する課税事業年度の税率は4.4％になります。

【相続税】

相続税は、相続や遺贈などにより取得した「正味の遺産額」が「基礎控除額」を超える場合に、その超える額に対して課税される税金です。

(1) 納税義務者

相続や遺贈などにより財産を取得した方

(2) 税額の算出方法

正味の遺産額から基礎控除額（3,000万円＋600万円×法定相続人の数）を控除した額を法定相続分で按分し、その金額に応じた税率により各法定相続人別に計算した金額の合計額を各相続人が実際に取得した財産の価額の割合によって按分して計算します。

【贈与税】

(1) 納税義務者

個人から贈与により財産を取得した方

(2) 税額の算出方法

1年間（1月1日～12月31日）に贈与を受けた財産の価額の合計額から基礎控除額110万円を差し引いた残額に応じた税率により計算します。

【消費税及び地方消費税】

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）は、国内における商品の販売やサービスの提供などの対価について課される税金です。

(1) 納税義務者

消費税等を課される取引を行った製造、卸、小売、建設、サービス業などを営む個人事業者及び法人で、次のいずれかに該当する方

- ① インボイス発行事業者の登録をされている方
- ② 課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円を超える方
- ③ 特定期間における課税売上高が1,000万円を超える方

④ 消費税課税事業者選択届出書を提出した方

注：インボイス発行事業者の登録を受けた事業者の方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要です。

課税期間とは、納付すべき消費税等の額を計算する基礎となる期間のことで、原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度となります。

課税期間の基準期間とは、原則として、個人事業者は前々年、法人は、前々事業年度のことです。

特定期間とは、個人事業者は前年の1月1日から6月30日まで、法人は原則として前事業年度開始日以後の6か月の期間のことです。

課税売上高とは、消費税等が課される売上げのことです。

(2) 非課税取引（消費税を課さない取引）

消費税の課税対象としてなじまないことや、社会政策的な配慮から、次のような取引は、非課税取引とされています。

- ① 土地の譲渡、貸付け（一時的に使用させる場合を除きます。）
- ② 物品切手等（商品券、ビール券、図書カード、各種プリペイドカードなど）の譲渡
- ③ 公的な医療保障制度による療養、医療、施設療養などの費用
- ④ 学校、専修学校、各種学校等の授業料、入学金、施設整備費など
- ⑤ 住宅の貸付け（貸付期間が1か月未満のものを除きます。）
- ⑥ 郵便切手類、印紙及び証紙の譲渡（郵便局などの一定の場所における譲渡に限ります。）、身体障害者用物品の譲渡や貸付け、教科用図書の譲渡など

(3) 税額の算出方法

課税売上げに係る消費税額（売上税額）から課税仕入れ等に係る消費税額（仕入税額）を差引いて（「仕入税額控除」といいます。）計算します。

注：課税仕入れとは、消費税等が課される仕入れのことです。

(4) 消費税の軽減税率制度

令和元年10月1日から、消費税額の税率が8%から10%に引き上げられ、この税率引上げと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されています。

(5) インボイス制度

令和5年10月1日から、消費税の仕入れ税額控除の方式としてインボイス制度が開始されています。買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた適格請求書（インボイス）等の保存が必要となります。適格請求書を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

【酒税】

(1) 納税義務者

酒類の製造者など

(2) 税額の算出方法

酒類の品目に応じて定められた額であり、清酒1.8ℓにつき180円

【国たばこ税・たばこ特別税】

紙巻たばこやパイプたばこなどに課税される税金です。

(1) 納税義務者

たばこ製造者や保税地域からの引取者

(2) 税額の算出方法

1,000本につき、たばこ税6,802円、たばこ特別税820円

【揮発油税】

主に自動車用のガソリンに課税される税金です。

(1) 納税義務者

揮発油の製造者や保税地域からの引取者など

(2) 税額の算出方法

1 k ℓにつき、揮発油税48,600円＋地方揮発油税5,200円

【石油ガス税】

自動車用の石油ガスに課税される税金です。

(1) 納税義務者

石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充てんする者など

(2) 税額の算出方法

1 k g につき、17円50銭

【印紙税】

契約書、手形、領収書など一定の文書に課税される税金で、その文書に所定の金額の収入印紙を貼り、消印することによって納めます。また、特定の課税文書については、その都度、印紙を貼り付けることに代えて、税務署長の承認を受けることにより、申告納税によって印紙税を納付することができるなどの特例が設けられています。

(1) 納税義務者

課税文書の作成者

(2) 税額の算出方法

文書の種類、記載金額等に応じた金額

【自動車重量税】

車検などの際に自動車の重量等に応じて課税される税金です。

(1) 納税義務者

自動車検査証の交付等を受ける者及び車輛番号の指定を受ける者

(2) 税額の算出方法

車両重量等の区分、自家用・営業用の区分に応じた金額

【航空機燃料税】

空港の整備拡張や騒音などの航空対策の財源とするため、航空機燃料に課税される税金です。

(1) 納税義務者

航空機の所有者又は使用者

(2) 税額の算出方法

航空機に積み込まれた燃料 1 k lにつき13,000円

【電源開発促進税】

発電施設等の設置利用を促進し、安全に電気を供給する費用に充てるため、一般送配電事業者の販売電気に課税される税金です。

(1) 納税義務者

一般送配電事業者

(2) 税額の算出方法

販売電気1,000 k w時につき375円

【登録免許税】

不動産などの所有権の保存や移転の登記、特許権や著作権などの取得や移転の登録などの際に課税される税金です。

(1) 納税義務者

登記、登録、許可、免許などを受ける個人又は法人

(2) 税額の算出方法

不動産の所有権の移転登記や航空機の登録のように不動産の価額や航空機の重量に一定の税率を乗じることになっているもの、商業登記の役員登記のように1件当たりの定額になっているものなどがあります。

【富山税務署】

〒930-8530 富山県富山市丸の内1-5-13
(富山丸の内合同庁舎)

TEL (076) 432-4191

〔お電話でのお問合せの場合〕

自動音声案内「1」を選択してください。

国税局電話相談センターが対応します。

〔納付に関してなど税務署での相談をご希望の場合〕

自動音声案内「2」を選択してください。

面接相談は事前予約をお願いします。

2. 県税のあらまし

【県民税】

個人県民税

個人市民税と一緒に課税され、個人市民税とあわせて納め、市が県に払い込みます。

☆ 納める者

県内に住所がある個人や県内に住所がなくても事務所や家屋敷を持っている個人

☆ 納める額（①と②の合計額）

① 均等割……年間 1, 5 0 0 円

超過課税分 5 0 0 円は、水と緑の森づくり税として取り扱われます。

② 所得割……課税標準額（個人市民税と同様の算出方法です）の 4 %

法人県民税

（法人県民税の一部を国税化し、地方法人税が創設されています。）

☆ 納める者

県内に事務所、事業所がある法人や県内に事務所、事業所がなくても宿泊所、寮などがある法人及び県内に事務所、事業所があり、収益事業を行っている法人格のない社団等

☆ 納める額

① 均等割

法人等の区分	税率（年額、円）		
	標準税率	水と緑の森づくり税を含む	
		平成24年4月1日～平成29年3月31日までの間に開始する事業年度	平成29年4月1日～令和9年3月31日までの間に開始する事業年度
下記以外の法人等	20,000円	21,000円	
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人	50,000円	52,500円	
資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	130,000円	136,500円	
資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	540,000円	567,000円	580,500円
資本金等の額が50億円を超え100億円以下である法人	800,000円	860,000円	880,000円
資本金等の額が100億円を超える法人		880,000円	900,000円

② 法人税割

区分	税率	
	令和元年9月30日までに開始する 各事業年度	令和元年10月1日以後に開始する 事業年度
・資本金の額又は出資金の 額が1億円を超える法人及 び保険業法の相互会社 ・法人税額が年1千万円を 超える法人	法人税額の 4. 0 %	法人税額の 1. 8 %
上記以外の法人	法人税額の 3. 2 %	法人税額の 1. 0 %

※ 通算法人（連結法人）については、一部取扱いの異なる点がありますので、詳細は総合県税事務所までお問い合わせください。

県民税利子割

☆ 納める者

県内にある金融機関等から利子等の支払いを受ける個人
（金融機関等が利子等の支払いをする際に徴収し、県に納めます。）

☆ 納める額

支払いを受ける利子等の額の5 %

☆ 非課税制度

- ① 母子家庭、身体障害者等はマル優、特別マル優でそれぞれ350万円まで
- ② サラリーマンは、財形住宅貯蓄と財形年金貯蓄とをあわせて550万円まで

県民税配当割

☆ 納める者

県内に住所を有する個人で、上場株式等の配当等の支払いを受ける方
（配当等の支払いをする者（株式会社等）が、配当等の支払いの際に県民税配当割を徴収し、県に納めます。）

☆ 納める額

支払いを受ける配当等の額の5 %

県民税株式等譲渡所得割

☆ 納める者

源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡の対価等の支払いを受ける個人で、その譲渡の対価等の支払いを受ける日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する方
（源泉徴収選択口座が開設されている証券会社等が支払いの際に県民税株式等譲渡所得割を徴収し、県に納めます。）

☆ 納める額

支払いを受ける源泉徴収選択口座内の株式等の譲渡益の 5 %

【事業税】

個人事業税

☆ 納める者

県内に事務所、事業所があり、法令で定められている事業を営んでいる個人

☆ 納める額

申告所得金額から各種所得控除後の額が課税所得金額となります。

業種区分ごとに税率が定まっています。

☆ 申告と納税

所得税の確定申告書又は個人住民税の申告書を提出した方は、個人事業税も同時に申告したことになりますから、改めて申告する必要はありません。

原則として、毎年 8 月、11 月の 2 回に分けて納めていただきます。

法人事業税

法人事業税の一部を分離し、特別法人事業税が創設されています。

☆ 納める者

県内に事務所又は事業所があり、事業を営んでいる法人及び法人格のない社団等で収益事業を行っているもの。

☆ 納める額……法人の種類及び所得に応じた税率

外形標準課税

資本金 1 億円超の普通法人を対象に、付加価値額及び資本金等の額を課税標準として、外形標準課税が導入されています。

【地方消費税】

地方消費税は、消費税（国税）と同様に、商品の売上やサービスの提供などに対して課税されるもので、消費者の皆さんに県や市町村の公共サービスの経費を広く負担していただくものです。

☆ 納める者

譲渡割：課税資産の譲渡等を行う事業者（国内取引に係る消費税の納税義務者）

貨物割：外国貨物を保税地域から引き取る者（輸入取引に係る消費税の納税義務者）

☆ 納める額

消費税額の 22 / 78

・国内取引の場合（譲渡割）：課税資産の譲渡等に係る消費税額 × 22 / 78

・輸入取引の場合（貨物割）：外国貨物に係る消費税額 × 22 / 78

※消費税率の10%への引き上げに伴い、軽減税率制度が導入されています。

一部の品目の消費税率を8%に据え置くという制度で、酒類・外食を除く飲食料品と週2回以上発行される新聞に適用されます。

譲渡割に関する申告及び納付については、当分の間、国（税務署）において行います。
なお、貨物割の申告と納付は、国（税関）において行います。

【不動産取得税】

☆ 納める者

土地や家屋を売買、贈与、交換、建築などにより取得した方や法人等

☆ 納める額

令和9年3月31日までの特例措置

不動産を取得したときに一度だけ課税され、その不動産の評価額の3%

事務所、店舗等の住宅以外の家屋を取得した場合は4%

(令和9年3月31日まで、宅地並び宅地評価土地は評価額の1/2の3%)

☆ 免税点

課税標準額が次に掲げる額に満たない場合は課税されません。

土地	10万円	家屋 新築	23万円
		売買・贈与等	12万円

☆ 住宅用家屋を取得したときの特例

住宅を建築（新築）したり、住宅（中古住宅を含む）を購入したときは、一定の要件（床面積が50㎡以上240㎡以下等）を満たすと住宅の評価額から1,200万円（新築年に応じた額）を限度として控除されます。

☆ 住宅用の土地を取得したときの特例

土地を取得した日から3年以内に住宅を新築したとき、又は住宅の新築後1年以内にその住宅の敷地となっている土地を取得したときで、取得した住宅が一定の要件（床面積が50㎡以上240㎡以下等）を満たすと不動産取得税が減額されます。

☆ 三世代住宅や多子世帯住宅に係る減免制度

床面積が240㎡を超え350㎡以下の場合で、一定の要件を満たす三世代住宅や多子世帯住宅であれば、上記特例（住宅、土地）同様の減免制度があります。

【県たばこ税】

県たばこ税は、たばこの消費に対して課税されるもので、購入するたばこの価格の中に含まれています。

☆ 納める者

製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者
(最終的には、消費者が負担することになります)

☆ 納める額

1, 000本につき1, 070円

【ゴルフ場利用税】

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場を利用することに対して課税されるものです。

☆ 納める者

ゴルフ場を利用した方

(ゴルフ場の経営者が利用した方から料金と一緒に受け取り、県に納めます。)

☆ 納める額

ゴルフ場の等級に応じ、利用者1人1日につき580円から1, 160円

(18歳未満の方、70歳以上の方など、ゴルフ場利用税が非課税となる場合があります。)

【自動車税】

環境性能割

環境性能割は、自動車を取得したときに課税されます。

☆ 納める者

自動車(軽自動車を除きます。)を取得した方。

☆ 納める額

自家用自動車……………取得価格の0～3%

営業用自動車……………取得価格の0～2%

☆ 免税点

取得価額が50万円以下である自動車の取得に対しては課税されません。

種別割

☆ 納める者

4月1日現在、自動車を所有している方

☆ 納める額

用途・総排気量及び最大積載量などにより定められた額

(軽減措置がありますので、詳しくは自動車税センターへお問い合わせください。)

【鉾区税】

☆ 納める者

県内に鉾区を持っている鉾業権者

☆ 納める額

砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積 100アールごとに 年 200円
	採掘鉱区	面積 100アールごとに 年 400円
砂鉱を目的とする鉱区		面積 100アールごとに 年 200円
石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区	試掘鉱区	砂鉱を目的としない鉱区の税率の 2 / 3
	採掘鉱区	

【狩猟税】

狩猟税は、狩猟者の登録を受けることによって狩猟のできる資格を得ることに対して課税されるもので、鳥獣の保護及び狩猟行政の費用に充てられるものです。

☆ 納める者

狩猟者の登録を受ける方

☆ 納める額

区 分		税 率
第一種銃猟	A	16,500円
	B	11,000円
網 猟	A	8,200円
	B	5,500円
わ な 猟	A	8,200円
	B	5,500円
第二種銃猟		5,500円

A 県民税の所得割を納める必要のある者及びその者の同一生計配偶者及び扶養親族（農家等に従事する者を除く。）

B 上記以外の者

※平成27年4月1日から令和11年3月31日までに狩猟者登録を受ける方で、

- ・対象鳥獣捕獲員、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者は、課税免除となります。
- ・有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲狩猟者および従事者は、それぞれの税額の2分の1となります。

【軽油引取税】

軽油引取税は、トラックやダンプカーなどの燃料である軽油の引き取りに対して課税されるものです。

☆ 納める者

石油製品の特約業者又は元売業者から軽油を引き取る方

軽油の料金に含まれているので、最終的には消費者が負担することになります。

☆ 納める額

1klあたり32,100円（1ℓにつき32.1円）

県税に関するお問い合わせは
総 合 県 税 事 務 所 ま で
(ただし、自動車税を除く)

〒930-8548

富山県富山市舟橋北町 1 - 1 1
(富山総合庁舎内)

○課税第一課

事業税第一班

＜法人県民税・法人事業税＞

T E L (0 7 6) 4 4 4 - 4 5 0 4

事業税第二班

＜個人県民税・県民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）・個人事業税・狩
猟税＞

T E L (0 7 6) 4 4 4 - 4 5 0 6

軽油引取税班

＜ゴルフ場利用税・軽油引取税・鉦区税＞

T E L (0 7 6) 4 4 4 - 4 5 0 7

○課税第二課

＜不動産取得税＞

T E L (0 7 6) 4 4 4 - 4 5 0 5

又は、

T E L (0 7 6) 4 4 4 - 4 6 2 9

自動車税については
自 動 車 税 セ ン タ ー ま で

〒930-0992

富山県富山市新庄町馬場 3 9 - 6
T E L (0 7 6) 4 2 4 - 9 2 1 1

令和6年度

市税のしおり

編集 富山市財務部納税課
発行 令和6年6月
富山市役所
所在地 〒930-8510 富山市新桜町7番38号
TEL 076-431-6111（代表）
076-443-2026（直通）
